

JFA 第 29 回全日本 U-15 フットサル選手権大会福島県大会

実施要項

1. 名称

JFA 第 29 回全日本 U-15 フットサル選手権大会福島県大会

2. 主催

一般財団法人福島県サッカー協会

3. 後援

4. 主管

一般財団法人福島県サッカー協会フットサル委員会

5. 協力

福島県フットサル連盟

6. 日程

【開催日】

2023 年 7 月 17 日 (月/祝) ・ 8 月 20 日 (日) ・ 10 月 8 日 (日) ・ 10 月 15 日 (日)

【会場】

西部第二体育館 郡山市待池台 1 - 7 TEL 024-959-4554

ならはスカイアリーナ 双葉郡楢葉町大字大谷字上ノ原 16 番地 TEL 0240-23-7966

小野町町民体育館 田村郡小野町大字小野新町字美売 65-1 TEL 0247-72-2518

7. 参加資格

(1) フットサルチームの場合

- ① 一般財団法人福島県サッカー協会（以下「福島 FA」という）を通じて、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）に「フットサル 3 種」、または「フットサル 4 種」の種別で加盟登録した単独のチームであること（準加盟チームを含む）。一つの加盟登録チームから、複数のチームが参加できる。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「フットサル 3 種チーム」は、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。本項の適用対象となる選手の年齢は、「フットサル 4 種」年代のみとし、「フットサル 3 種」およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
- ② 前項のチームに所属する 2008 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。
男女の性別は問わない。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。
- ④ チームの選手数が 8 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。なお、主体となるチームの人数の制限はない。
 - I. チーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
 - II. 合同するチームの選手は、2008 年 4 月 2 日以降に生まれた選手で、JFA に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。サッカーチームに所属する選手の合同も認める。
 - III. 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
 - IV. 合同チームとしての参加を福島 FA フットサル委員長が別途了承すること。

V. 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、行う。

(2) サッカーチームの場合

- ① 福島 FA を通じて JFA に「3 種」、「4 種」、または「女子」の種別で加盟登録した単独のチームであること（準加盟チームを含む）。一つの加盟登録チームから複数のチームが参加できる。JFA に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「3 種」、「女子」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。本項の適用対象となる選手の年齢は、「4 種」年代のみとし、「3 種」およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
- ② 「女子」チームは、チームに所属する 2008 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。男女の性別は問わない。
- ③ 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。
- ④ チームの選手数が 8 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。なお、主体となるチームの人数の制限はない。
 - I. チーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
 - II. 合同するチームの選手は、2008 年 4 月 2 日以降に生まれた選手で、JFA に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。サッカーチームに所属する選手の合同も認める。
 - III. 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
 - IV. 合同チームとしての参加を福島 FA フットサル委員長が別途了承すること。
 - V. 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、行う。

(3) 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ JFA の女子加盟チーム登録選手を、移籍手続を行うことなく、本大会に参加させることができる。ただし、登録している女子加盟チームが本大会に参加している場合を除く。

- (4) 選手は、他のチームで参加していないこと。所属するチームが複数のチームで参加する場合、またはサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合を含む。
- (5) 選手および役員は、複数のチームで参加できない。
- (6) チームは、フットサル審判員（有資格者）を 1 名以上帯同させること。
- (7) チーム役員は、成人者であること。

8. 大会形式

ハクアウト方式により代表決定戦を行う。

9. 競技規則

当該年度の「フットサル競技規則」による。

10. 競技会規定

以下の項目については、本大会の規定を定める。

(1) ピッチ

原則として 36m×18mとする。

(2) ボール

試合球は、フットサル用ボール 4 号球を大会事務局で準備する。

(3) 競技者の数

競技者の数：5名

交代要員の数：9名

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内。準加盟チームについては、その限りとししない。

(4) チーム役員の数

3名以内

(5) 競技者の用具

① ユニフォーム：

(ア) JFA のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。

(イ) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）を本エントリーの KICKOFF に登録したものを、各試合には正副ともに必ず携帯すること。

(ウ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

(エ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の選手番号のついたものを着用すること。

(オ) シャツの前面、背面に本エントリーの KICKOFF に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(カ) 選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。1番はゴールキーパーが付けることとする。必ず、本エントリーの KICKOFF に登録した選手固有の番号を付けること。

(キ) ユニフォームへの広告表示については、JFA の承認を受けている場合のみこれを認める。

ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。

(ク) 正・副の2色については明確に異なる色とする。

(ケ) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

(コ) 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

(サ) その他のユニフォームに関する事項については、JFA のユニフォーム規程に則る。

② シューズ：キャンバス、または柔らかい皮革製で、靴底が平らなもので接地面が紺色、白色もしくは無色透明の屋内用シューズのみ使用可とする。

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色彩のビブスを用意し、着用しなければならない。

(6) 試合時間

① 1回戦：24分間（各12分からなる2つのピリオド）のプレーイングタイム、ハーフタイムのインターバルは5分間（第1ピリオド終了から第2ピリオド開始まで）とする。

② 2回戦以降：30分間（各15分からなる2つのピリオド）のプレーイングタイム、ハーフタイムのインターバルは10分間（第1ピリオド終了から第2ピリオド開始まで）とする。

(7) 試合の勝者を決定する方法（試合時間内で勝敗が決しなかった場合）

ペナルティーキック方式により次回戦進出チームを決定する。ペナルティーキック方式に入る前のインターバルは1分間とする。

なお、準決勝については、6分間（各3分からなる2つのピリオド）の延長戦を行い、決しない場合はペナルティーキック方式により次回戦進出チームを決定する。延長戦に入る前のインターバルは5分間とし、ペナルティーキック方式に入る前のインターバルは1分間とする。

11. 懲罰

- (1) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (2) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の1試合には出場できない。
- (3) 前項により出場停止処分を受けたとき、または本大会の終了のときに警告の累積は消滅する。
- (4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、東北大会出場チームは東北大会で、その他のチームは当該チームが出場する直近のフットサル公式戦にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (5) 福島FA理事会の決定に基づき、JFA第29回全日本U-15フットサル選手権大会福島県大会に大会規律委員会を設置し、福島FAの規律・裁定委員会は、JFAの懲罰規程第3条（以下、“懲罰規程”という）により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規定第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。
- (6) 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責および1試合以下の出場停止処分の懲戒罰に限るものとする。
- (7) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の大会規律委員会が決定する。

12. 参加申込

- (1) 1チームあたり26名（選手8名以上20名以内、役員6名以内）とする。
- (2) チームは、「予備エントリー用紙」・「ユニフォーム写真」・「プライバシーポリシー同意書」を大会エントリー専用アドレスにメール送信すること。
大会エントリー専用アドレス：futsalfukushima@gmail.com
- (3) 本エントリーは、本協会WEB登録システムKICKOFFにより行う。予備エントリーが期限までに完了していないチームは本エントリーに進むことができない。
- (4) 予備エントリーと本エントリーの期間
予備エントリー期間：2023年6月9日（金）正午まで
本エントリー期間：2023年6月14日（水）～19日（月）正午まで
- (5) 申込締切日以降の参加申込内容の変更は認めない。

13. 選手証

チームの登録選手は、原則としてJFAが発行する選手証を持参しなければならない。ただし、写真登録により、顔の認識ができるものであること。

※ 選手証とは、JFAのWEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。

14. 参加料

基本参加料13,500円（全参加チーム一律）、チームにおける2試合目以降は1試合毎に5,500円とする。

基本参加料は、チーム名で2023年6月19日（月）までに、手数料はチーム負担でお振込み下さい。

【振込先】東邦銀行 大槻支店 普通 408137 一般財団福島県サッカー協会 会長 菅野貴夫

※ チームにおける2試合目以降の参加料（1試合毎に5,500円）については、大会当日に徴収します。

15. 表彰

上位4チームには表彰状を授与する。

優勝・準優勝チームは、2023年11月25日（土）・26日（日）に宮城県で行われる東北大会への出場権を与える。

16. マッチコーディネーションミーティング（MCM）

MCMを各試合60分前に実施する。

当該試合のチーム代表者は、メンバー提出用紙（1部）・選手証（写真が登録されたもの）、ユニフォーム正・副（GKも含）一式、ビブス一式、筆記用具を必ず持参のうえ時間厳守にてMCM会場に集合すること。

※ メンバー提出用紙は大会本部で準備したものを使用してください。

17. 傷害補償

- (1) 傷害保険に加入することが望ましい。
- (2) 競技中の疾病、傷病等の応急処置やその後の対応はチームで対応してください。

18. 負傷対応

競技中の疾病、傷病等の応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。

19. その他

- (1) 参加チームと選手は、本協会の基本規程および付属する諸規程（ユニフォーム規程等）を順守しなければならない。詳細については、本協会ホームページを参照すること。[\(http://www.jfa.jp/\)](http://www.jfa.jp/)
実施要項に記載のない事項については、福島 FA フットサル委員会にて決定する。
- (2) 開会式並びに閉会式は行いません。
- (3) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により試合開始不能または中止になった場合、それ以降の処置については大会本部、または本大会の規律委員会で決定する。
- (4) アリーナに入る全ての方は、体育館用シューズを着用ください。なお、靴底は平らなもので設置面が紺色、白色もしくは無色透明のもののみとします。
- (5) ピッチレベルでの飲料は水のみとし、指定した場所でのみ飲水を認める。ピッチ内での飲水は認めない。
- (6) 氷やコールドスプレーなどはチームで対応してください。
- (7) 宿泊ならびに弁当等の業者斡旋はおこなっておりませんので、チームでの対応をお願いいたします。
- (8) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (9) 本大会期間中の盗難や交通事故等に関しまして、主催側では一切の責任を問わない。

20. 代表者会議ならびに組合せ抽選

【代表者会議】

実施しない。

【組合せ抽選】

大会事務局で行う。

21. 問合せ先

事務局へお願いします。

【事務局】

一般財団法人福島県サッカー協会フットサル委員会

〒963-0204 郡山市土瓜1-230 Tel 024-953-5626 Fax 024-953-5627

担当 委員長 池田 義人 090-6681-8227 メール yoshihito@ikedai.co.jp

(携帯が繋がらない場合は、留守電にメッセージをお願いします。)